

平成 29 年度財政援助団体等監査（政務活動費）結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	団体名等
平成29年 9 月 11 日 (月)	板橋区議会自由民主党議員団
	板橋区議会公明党
	日本共産党板橋区議会議員団
	橋本 祐幸
	高橋 正憲
	松島 道昌
	長瀬 達也
	五十嵐 やす子
	南雲 由子
	おなだか 勝
	佐藤 としのぶ
	中妻 じょうた
	高沢 一基
	井上 温子
松崎 いたる	

2 監査委員合議年月日

平成 29 年 10 月 30 日 (月)

3 監査委員の除斥

政務活動費の監査については、議員選出委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき関与していない。

4 監査実施場所

監査委員室

5 監査の範囲

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までに区から交付された補助金の出納その他の事務

6 監査の着眼点

補助金交付 団体等	<p>(1) 所管課</p> <p>ア 補助金の交付条件は適切か。また、補助金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。</p> <p>イ 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 交付目的に適合した事業を実施しているか。</p> <p>イ 交付された補助金を他の目的に流用していないか。</p> <p>ウ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備、保存は適正か。</p> <p>エ 団体における会計経理は適正か、計数に誤りはないか。</p>
--------------	--

7 監査の結果

(1) 指摘事項

板橋区政務活動費の交付に関する条例、同施行規則及び「板橋区政務活動費会計事務の手引き」に基づき、平成 28 年度交付された政務活動費について、提出された帳簿、証拠書類、専用口座の通帳を確認の上、監査した結果、特に指摘すべき事項は認められなかった。

(2) 意見

政務活動費に関しては、次の意見を付す。

① 個別的事項

項目	問題点	意見
証拠書類	領収書、委託契約書等に収入印紙の貼付がないものが見受けられた。	印紙税法等の規定を遵守することについて、手引きに明示する必要がある。

※上表中、「手引き」とは、「板橋区政務活動費会計事務の手引き」を指す。

② 総括意見

政務活動費を会派として一括して交付されている場合にあつては、現金出納に関する事故を防止するため、当該会派の複数人により、年度内に複数回の現金出納のチェックをすることが望ましい。

また、政務活動費に関する透明性を確保する観点から、情報公開についての具体的な取組を行われるよう要望する。